

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

47

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

肝炎治療特別促進事業における核酸アナログ製剤治療の認定に係る有効期間の延長

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

肝炎治療特別促進事業における核酸アナログ製剤治療の認定の有効期間は「1年以内」とされ、当該受給者のほとんどが更新手続きを行っている状況にあることから、認定の有効期間を延長することを求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

肝炎治療特別促進事業における核酸アナログ製剤治療の認定については、医師が治療を継続する必要があると認めた場合に更新の申請を行うことができるとされているが、核酸アナログ製剤治療は重症化予防のため、10年以上継続することが大半である。

そのため、当該受給者のほとんどが毎年更新手続きを行わなければならない、受給者にとって負担となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【効果】

肝炎治療特別促進事業における核酸アナログ製剤治療の認定の有効期間が延長された場合、受給者の更新手続きに係る負担を大幅に軽減することができる。

また、長崎県においては年間約1,200件程度の更新申請を受け付けており、職員の事務負担の削減も図られる。

根拠法令等

肝炎治療特別促進事業実施要綱(平成20年3月31日 健疾発第0331001号 厚生労働省健康局長通知)
肝炎治療特別促進事業の実務上の取扱い(平成20年3月31日 健疾発第0331003号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、埼玉県、静岡県、川崎市、相模原市、新潟県、静岡市、豊田市、鳥取県、島根県、倉敷市、愛媛県、五島市

○本県の年間更新件数 1,104件

○本市における核酸アナログ製剤治療の申請は、新規が年間40～60件、更新は年々増加し、平成28年度には324件となり、平成23年度と比較し倍増している。

受給者のほとんどは毎年更新手続きが必要であり、受給者の負担となっている。

また、職員の事務負担も増加している。

○効率的な事務につながることや患者においても利便性が向上するため制度改正の必要がある。(H28年度申請数 175件)

○提案趣旨に賛同する。なお、複数年の有効期間の認定に当たり、財源の担保が必要である。肝炎治療特別促進事業は、法律に基づく事業ではなく国要綱に基づき実施する事業であるため、事業の法制化により、財源の確保と事業実施の安定化を図ることが同時に必要と考える。

○年間更新件数が多く、有効期間が延長された場合、受給者の更新手続きに係る負担及び職員の事務負担の軽減が図られる。※H28 更新件数 約 7,000 件

○本県においても、年間約 2,500 件の更新申請があり、相応の事務量となっている。

国においては、平成28年4月から、更新申請の簡素化が図られたところではあるが、当県の肝炎治療認定協議会においては、医学的な観点からも、1年毎の検査結果や治療内容の確認は基本的には不要ではあるとの意見を得ている。しかしながら、治療経過中に悪化により、薬剤変更をする例も見られるため、更新期間の設定については、審議が必要との意見も併せて出されている。

階層認定については、階層が上がる場合、数年間変更が保留される可能性が高くなるが、件数としては極少ないため、大きな影響はないと考えられる。

○本市においても、毎年 200 件以上の方を対象に更新申請を受理し県へ進達している。

更新手続きにあたり患者様の負担となるのは、

①更新手続きに伴う、窓口への来訪、必要書類の取得に係る時間的制約

②診断書作成料、住民票、課税証明等必要書類の取得に係る金銭的負担

があり、昨年度より川県では、必須項目の記載された採血結果、お薬手帳の写しの添付を行うことで継続的に治療が必要と判断され服用を続けていることが分かれば診断書の提出が不要となり②について患者様の負担の軽減が図られている。

年に一度の更新手続きが必要となっている背景には自己負担限度額の設定があるとも思われ、(患者と患者の属する世帯全員の市町村民税の所得割の合算で、1万円又は2万円)、相模原市では新規・更新含めた申請者のうちほぼほぼ1万円の判定となっている事実がある。そこで、有効期間の延長と併せて自己負担額の一歩化(一律1万円)も提案する必要があると思われる。

○本市においては、年間250件前後の更新事務手続きを行っており、有効期間が延長されれば、受給者の負担軽減と共に、職員の負担も軽減できるため、本提案に賛同する。

○患者負担の軽減及び県事務負担の軽減につながるものとする。

本県の平成28年度更新件数:1,024件

○本県 800件

○当県においても年間700件程度の更新申請があり、有効期間の延長により受給者の負担軽減につながる。

各府省からの第1次回答

現行では核酸アナログ製剤治療を開始した患者の大部分が治療を生涯にわたって継続する必要があり、ご指摘の通り、平成22年度より肝炎治療特別促進事業において核酸アナログ製剤を助成対象として以降、多くの患者で数年以上の長期投与を続けている。

自己負担限度額の設定のための所得状況の確認については、公平性の観点から一年毎に確認する必要があると考えている。また、一方、今後も医師の診断書の提出を1年毎に求め、認定協議会を開催して認定を判断する必要があるかどうかについては、核酸アナログ製剤による治療によりB型肝炎の重症化が防止され、病態の変化がほとんど起きない、という声も踏まえ、肝炎治療戦略会議等の有識者を含めた会議を開いて検討する必要がある。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

ご指摘のとおり、公平性の観点から、自己負担限度額の設定のための所得状況の確認を一年毎に行う必要があることは理解しているが、これについては、個人番号(マイナンバー)を活用した情報連携等により対応できるのではないかと考えている。

核酸アナログ製剤治療を開始した患者の大部分が治療を生涯にわたって継続しなければならない現状を踏まえ、医師の診断書等の提出を求め認定協議会の協議を経た認定を毎年行わねばならないか、肝炎治療戦略会議等の有識者を含めた会議にお諮りいただきたい。また、今後の検討スケジュールの見通しの提示及び検討状況の逐次報告をお願いする。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨は尊重するが、認定の期間を検討するに当たっては、以下の点について留意が必要である。

(理由)

- ① 医療費を公費で負担していることから、定期的な更新手続は必要と考える。
- ② 定期的に更新手続を行うことは、患者に定期的な受診・検査を促すことになり、重症化予防につながる。有効期間が長期となった場合、却って病状悪化の発見が遅れることも想定され、患者の不利益になる。
- ③ 平成 28 年度から更新申請の際に、血液検査の結果と薬が処方されていることがわかる資料の両方を以て診断書に代えることができるようになり、患者負担は軽減された。
- ④ 有効期間が長期となった場合、自己負担額の決定の問題が生じる(当初の課税年額で決定した自己負担額が、途中で変わっても確認できない)。

各府省からの第 2 次回答

自己負担限度額の設定のための所得状況の確認については、前回も回答しているところだが、公平性の観点から一年毎に確認する必要があると考えている。ただし、提案のあったマイナンバーの利用に関しては、肝炎の医療費助成に関する事務が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第8号の要件を満たす独自利用事務の事例として既に情報連携の対象となっているため、適宜、活用していただきたい。なお、マイナンバーの活用については、肝炎施策担当者が参加する会議等で周知を図ることとしたい。

また、一方、今後も医師の診断書の提出を1年毎に求め、認定協議会を開催して認定を判断する必要があるかどうかについては、肝炎治療戦略会議等の有識者を含めた会議で、今後検討を行い、平成30年度中を目途にどのように対応するかどうかの結論を得ることとする。

平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 29 年 12 月 26 日閣議決定) 記載内容

6【厚生労働省】

(37)肝炎治療特別促進事業

核酸アナログ製剤治療の助成対象者の自己負担限度額の設定に係る所得状況の確認については、個人番号の活用が可能であることを、地方公共団体に平成 29 年度中に周知する。

また、核酸アナログ製剤治療の更新認定に関して、今後も医師の診断書の提出を1年毎に求め、認定協議会を開催して認定を判断することの必要性の有無については、肝炎治療戦略会議等の有識者の意見も踏まえて検討し、平成 30 年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。